

日本支援者支援学会 広報委員会規程

第1条（目的）

本規程は、日本支援者支援学会（以下「本会」という。）会則に基づき設置する広報委員会の組織および運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（設置）

本会の理念、研究成果および事業活動を広く社会に発信し、学会の社会的信頼および発展に資するため、理事会の下に広報委員会を置く。

第3条（任務）

広報委員会は、次の事項を所掌する。

1. 学会の広報戦略の企画立案
2. 学会ウェブサイトの企画・管理・運営
3. ニュースレター、広報誌等の企画および編集
4. 学術大会および各種事業に関する広報活動
5. 報道機関への情報提供および取材対応の調整
6. SNS その他デジタル媒体を活用した情報発信
7. 危機管理広報に関する基本方針の策定
8. 理事会から付託された事項

第4条（構成）

1. 広報委員会は、委員長1名、および委員若干名（必要に応じて、副委員長1名）をもって構成する。
2. 委員長は理事の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 副委員長および委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
4. 必要に応じて、理事以外の会員または広報に専門的知見を有する者を委員として委嘱することができる。
5. 会長は、オブザーバーとして出席することができる。

第5条（任期）

1. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条（会議）

1. 広報委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 会議は、対面またはオンラインにより開催することができる。
3. 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
4. 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

第7条（理事会との関係）

1. 広報委員会は、その活動計画および重要事項について理事会に報告しなければならない。
2. 学会を代表する公式声明、対外的見解の発出、および社会的影響が大きい情報発信については、理事会の承認を要する。
3. 広報委員会は、学会を代表して独自に公式見解を発出する権限を有しない。ただし、理事会の承認を得られれば、その限りではない。

第8条（情報管理および倫理）

1. 広報活動にあたっては、個人情報保護および研究倫理を遵守しなければならない。
2. 未公表研究成果の取り扱いについては、編集委員会および倫理委員会と連携する。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

本規程は、2026年5月10日から施行する。